

公益社団法人 福岡中部法人会
 公益社団法人 福岡西部法人会
 公益社団法人 博多法人会
 公益社団法人 東福岡法人会
 公益社団法人 筑紫法人会

令和4年度税制改正要望事項

項 目	課 題
1 税・財政改革のあり方	<p>福岡地区五法人会は、令和4年度の税制改正に関して、中小企業に係る税制を中心に、次のとおりその実現を強く要望する。</p> <p>新型コロナウイルス感染症感染拡大により、財政規律は破綻し未曾有の危機的状況に直面している。</p> <p>また、国民が必要とするところに支援が届かず迅速な対応ができずにいる。</p> <p>早急にデジタル化に対応して行政コストを削減し、財政健全化と経済再生に取り組む必要がある。</p> <p>加えて、マイナンバーによる納税状況の透明化・公正化の実現と、社会保障も含めて歳入庁で一括管理し、行政機関の統合の早期実現を求める。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 国・地方公務員の人員削減並びに能力を重視した賃金体系による人件費の抑制 (2) 特別会計と独立行政法人の無駄の削減 (3) 議員定数の削減 (4) 積極的な民間活力の導入
2 事業承継税制の抜本的見直し	<p>2020年の休廃業・解散した企業は前年比21.5%増の4万社を超えている。新型コロナウイルス感染症の要因もあることから今後も増加が見込まれる。</p> <p>企業が減るということは雇用が失われるということになり、国内の雇用を守るためにも事業承継税制の拡充を求める。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 平成30年度に事業承継税制の抜本的な改正が行われたことは高く評価するものであるが、あくまでも10年間の特例措置であることから制度の恒久化を求める。 (2) 取引相場のない株式の評価においては、事業承継の大胆な

<p>3 消費税</p>	<p>税負担軽減のための措置を求める。</p> <p>納税は公平でなければならず、消費者から受領した消費税はすべて国や地方自治体に納めるべきものである。</p> <p>消費者から受け取った消費税が益税となることは望ましいものではないが、零細企業にとってインボイス制度を導入する負担も大きい。</p> <p>新型コロナウイルス感染症により、企業体力も落ちていることから、制度の導入について猶予を求める。</p>
<p>4 法人税関係</p>	<p>(1) 事務処理および資産管理に関する負担軽減と効率化、理論的根拠から次の5点に絞り令和4年度での改正を強く求める。</p> <p>ア 少額減価償却資産の取得基準額の引上げ（法人税法・租税特別措置法上現行3つある少額減価償却資産制度を100万円未満に統一）並びにソフトウェアの即時償却</p> <p>イ 交際費課税制度の廃止</p> <p>ウ 退職給与引当金及び賞与引当金繰入額の損金算入制度の復活</p> <p>エ 建物の大規模修繕に関しては、規模によっては費用が多額となることがあるため、修繕引当金の損金算入を求める。</p> <p>オ 中小企業法人に適用される軽減税率の適用所得金額を昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている金額を少なくとも4,000万円程度に引き上げる。</p> <p>(2) 法人税の確定申告書の提出期限は、事業年度終了の日の翌日から2ヶ月以内となっているが、株主総会後に申告できるよう3ヶ月以内とする。</p> <p>(3) 法人は国と社会の繁栄に貢献する使命を持っているが6割の法人が赤字となっており、法人税を納付していない現状がある。</p> <p>特に大企業において欠損の繰り越しなどを利用して多額の収益を上げているにも関わらず、少額の納税にとどまっているケースも見受けられる。</p> <p>そこで、法人に限り高額納税者の公示制度を復活し、国民に対して可視化することを求める。</p>
<p>5 所得税関係</p>	<p>(1) 不動産所得の負債利子の損益通算</p> <p>土地に係る負債利子については、不動産所得の計算上生じた損失がある場合に他の所得との損益通算が認められてい</p>

	<p>ない。</p> <p>所得の計算上、この負債利子も必要経費であって、他の経費と区分する理由もなく、損益通算が認められるようにすることを求める。</p> <p>(2) 土地・建物の譲渡損失の損益通算</p> <p>土地政策の観点から土地・建物の譲渡所得は分離課税とされているが、現在においては土地政策の背景が変化しており、むしろ譲渡所得を軽課して土地取引を促進すべき時期にあると認められる。</p> <p>また、損失を損益通算するのが所得税の本来の姿である。このため、総合課税の譲渡所得と同様に損益通算ができるようにすることを求める。</p> <p>(3) 基礎控除をはじめとして各種の控除が多すぎて複雑化している。</p> <p>簡素な方法に改めることを求める。</p>
6 印紙税関係	<p>現在の経済取引は、電子取引の拡大など取引慣行の変化により、文書課税としての印紙税の課税根拠に不合理・不公平な現象が生じている。</p> <p>したがって、印紙税の廃止を強く求める。</p>
7 地方税関係	<p>(1) 個人住民税の一括納付</p> <p>個人住民税の特別徴収について、マイナンバー制度を活用して、特別徴収義務者の本店所在地を管轄する市町村において一括納付ができるようにすることを求める。</p> <p>(2) 住民税の納付期限の変更</p> <p>現在、納期限は給与支給日の翌月10日になっているが、ゴールデンウィーク、年末年始などは経理負担が大きいことから、納期限を20日にすることを求める。</p> <p>最後に、改めて法人会はその沿革から常に税を中心に地域に密着した活動を行っている団体であると同時に、税の提言活動のみならず啓発活動・租税教育活動を積極的に行っている団体である。</p> <p>我々の税制改正要望が円滑に取り上げられるよう、政府税制調査会への全法連委員の参画を求める。</p>